

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

平成二十三年二月八日

福島県知事 佐藤 雄平

# 福島県報



目 次

告 示

○県外の区域から家畜等の移入を禁止する件二件

告 示

福島県告示第五十二号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。

平成二十三年二月八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 移入を禁止する家畜等の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろぼろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

二 移入を禁止する県外の区域

大分県内の次に掲げる区域

家畜等の移動の禁止(平成二十三年大分県告示第七十八号)の一及び家畜等の移動

の禁止(平成二十三年大分県告示第八十五一二号)の二に掲げる区域

(畜産課)

福島県告示第五十三号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。

一 移入を禁止する家畜等の種類

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

二 移入を禁止する県外の区域

宮崎県内の次に掲げる区域

家畜伝染病の家畜等の移動の制限(平成二十三年宮崎県告示第六十八号の八)の三

に掲げる区域

(畜産課)

- 一 移入を禁止する家畜等の種類  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろぼろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体  
又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品
  - 二 移入を禁止する県外の区域  
大分県内の次に掲げる区域  
家畜等の移動の禁止(平成二十三年大分県告示第七十八号)の一及び家畜等の移動  
の禁止(平成二十三年大分県告示第八十五一二号)の二に掲げる区域
- (畜産課)